平成２２年（フ）第１２５６号
札幌市清田区清田５条２丁目28番１号
債務者　高野　圭子（旧姓舩木）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６３号
札幌市豊平区福住１条２丁目11番５―201号
債務者　福嶌いずみ
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０１号
北海道恵庭市柏木町578番地の35
債務者　國中三津子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０２号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目10番17号　第８大成コーポ201
債務者　豊福　　実
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０４号
札幌市中央区南10条西１丁目１番５―808号
債務者　布施　　豪
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１６号
札幌市北区新琴似８条12丁目８番２号　小滝方一戸建アパート１階101号
債務者　高橋　勝行
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１７号
札幌市北区新琴似８条12丁目８番２号　小滝方一戸建アパート１階101号
債務者　高橋ケイ子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３５号
札幌市中央区北３条西29丁目１番38―212号
債務者　井野　英雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４２号
札幌市東区北19条東１丁目１番18号　コーポサンシ第６号棟８号
債務者　鈴木　芳雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４３号
札幌市東区北19条東１丁目１番18号　コーポサンシ第６号棟８号
債務者　鈴木　紀枝（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４９号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番12号　レスポアール19―202号
債務者　荒井　雅博
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５０号
札幌市北区篠路８条２丁目７番22号
債務者　五十嵐一範
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５８号
札幌市南区澄川１条４丁目２番８号　ローズフィールド202号
債務者　永勢　久恵
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８９号
札幌市中央区南９条西４丁目７番１―618号
債務者　中山　千恵
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２５号
札幌市中央区南７条西12丁目２番８号　エタドナチュール１号
債務者　近江　六月
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６８号
札幌市東区北22条東15丁目４番12―302号
債務者　英　みち子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３号
群馬県伊勢崎市連取町3018番地２　伏田方、住民票上の住所群馬県富岡市妙義町下高田366番地１
債務者　小林　俊也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所